

素案からの主な変更点

No.	該当頁	変更点
1	3 ページ 第1章「1 計画策定の趣旨と背景」	計画の推進体制に関する文言を追加 ○6段落目「そのため、福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策の推進が必要となります。」を追加
2	24 ページ 第2章「2 前計画における主な取組み」	前計画の個別施策「相談支援の充実」における主な取組みに「ピアカウンセリング」を追加 ○4つ目「障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーによるピアカウンセリングや、各障がい者団体主催の障がい別相談会を実施しています。」を追加
3	54 ページ 第3章「取組みの横断的な視点」	「視点1 複合課題に取り組む包括的な支援」に文言を追加 ○2段落目「既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、様々な相談を受け止め、関係機関等につなぐことで、包括的な相談支援を実施していきます。」を追加
4	54 ページ 第3章「取組みの横断的な視点」	「視点3 新たな取組みの導入」に文言を追加 ○3段落目「オンラインを活用した会議や手続き、情報共有等の新たな取組みの導入を積極的に推進していきます。」を追加
5	55 ページ 第3章 イメージ図	「地域力」による支援と共生の地域づくりの一部文言修正（「NPO法人」を「NPO」に修正）

6	63 ページ 第4章「1-1（1）日中活動の場の整備」	「区立施設の機能見直し・強化」に具体的な整備計画を追加 ○「具体的には、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修に取り組みます。また、重度心身障害者通所事業や短期入所などの拡充に取り組みます。」を追加
7	64 ページ 第4章「1-1（2）緊急時に受入体制の充実」	「短期入所事業の充実」の文言を修正 ○「緊急時にも、障がい特性に応じて日常生活を送ることができる場の確保ができるよう、区立通所施設の改修・改築計画を進める中で検討します。」に修正
8	71 ページ 第4章「1-3（2）余暇活動の充実」	「障がい者スポーツの推進」から「東京オリンピック・パラリンピックを契機に」を削除
9	74 ページ 第4章「1-5（1）教育の充実」	「特別支援教室の充実」に「特別支援教室」を追加
10	82 ページ 第4章「2-2（1）障がいを理由とする差別の解消の推進」	「合理的配慮の推進」の文言を追記 ○「障害者差別解消法に基づき区職員をはじめ事業者及び区民が適切に対応するため研修等を実施します。また、イベント等の開催に当たってもさらなる合理的配慮の提供を推進します。」を追加

<p>11</p>	<p>91 ページ 第4章「3-2(3)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」</p>	<p>区の主な取組に「移動等の円滑化の促進」を追加</p> <p>○「大田区移動等円滑化促進方針」を策定し、重点整備地区において面的・一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化の取組を効果的に進めるため、国・都・区・交通事業者・施設管理者等による「大田区移動等円滑化推進協議会』を開催します。」を追加</p>
<p>12</p>	<p>96 ページ 第5章「1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」</p>	<p>「地域生活支援拠点等の機能の充実」に各機能の内容を追加</p> <p>○「地域生活支援拠点等とは、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、障がい者の地域における暮らしを支えるための機能（「1 相談」、「2 緊急時の受入・対応」、「3 体験の機会・場」、「4 専門的人材の確保・養成」、「5 地域の体制づくり」）を備えた体制のことをいいます。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情を踏まえて各区市町村が行うこととされております。区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的な体制整備型」、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」の併用型として整備しました。」及び「図表 大田区の地域生活支援拠点等の各機能の内容」を追加</p>

<p>13</p>	<p>99 ページ 第 5 章「1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」</p>	<p>「発達障がい者支援事業の推進」を追加</p> <p>○「区では、発達障がい者への支援のため、平成 26 年度から区独自の計画として「大田区発達障がい児・者支援計画」を策定し、児童発達支援地域ネットワーク会議等の活用による関係機関との連携強化を図るとともに、事業を推進してきました。前計画においては、こども発達センターわかばの家に新たな分室を設置し、事業の強化を図りました。また、平成 31 年 3 月に、障がい者総合サポートセンターの増築により、学齢期の発達障がい児を対象に放課後等デイサービスなどの事業を開始しました。このような実績を踏まえた上で、本計画においては、発達障がい者及びその家族等が、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、取り組んでいきます。」を追加</p>
<p>14</p>	<p>100 ページ、101 ページ 第 5 章「1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」</p>	<p>「相談支援体制の充実・強化」の文言修正及び目標を追加</p> <p>○「地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行うとともに、身近な相談相手である民生・児童委員や身体・知的障害者相談員等と協力しながら、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。また、区としては、重層的な相談支援体制の構築を進めていき、相談者及びその世帯の属性や世代にかかわらず、様々な相談を受け止め、関係機関等につなぐことで、包括的な相談支援を実施していきます。」に修正</p> <p>○「図表 相談支援体制の充実・強化に関する目標」を追加</p>

15	102 ページ 第5章「1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」	<p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を追加</p> <p>○「前計画においては、長期入院患者の退院・地域生活への移行の推進及び地域包括ケアの促進に向けて、令和元年11月に、医療・保健・福祉の関係機関による協議の場として「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置しました。本計画においては、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施することで、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活を送れることを目指します。」</p> <p>○「図表 精神障がい者の地域移行等に関するサービス」を追加</p>
16	103 ページ 第5章「1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて」	<p>「障害福祉サービス等の質の向上」を追加</p> <p>○「障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。国の指針においては、障害福祉サービス等に係る研修への区職員の参加や、障害福祉サービス事業所の請求の過誤を無くすための取組が求められています。そのため、引き続き、都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に区職員が参加するとともに、事業所に対して請求方法等の情報提供を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。」を追加</p> <p>○「図表 障害福祉サービス等の質の向上に向けた目標」を追加</p>
17	110 ページ 第5章「2 サービス見込量と確保のための方策」	<p>「(4) 相談支援」のうち「地域定着支援」の文言を追加</p> <p>「※ 家族と同居の場合でも、障がい、疾病等で同居家族による緊急時の支援が見込めない場合は、支援の対象となります。」を追加</p>

18	126 ページ 第7章「2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過」	「主な内容」に具体的に検討した計画の該当ページ等を追加
19	ミニ解説	<p>「ミニ解説」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大田区立障がい者総合サポートセンターについて」 ○「障害者雇用促進法の改正について」 ○「大田区障がい者就労支援センターについて」 ○「特別支援教育について」 ○「しょうがい者巡回パネル展・しょうがい者文化展について」 ○「福祉避難所について」
20	コラム	<p>「コラム」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「「おおむすび」の取組みについて ○「障がい者スポーツについて」 ○「発達障がいについて」 ○「障害者差別解消法と大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について」 ○「災害対策について」 ○「心のバリアフリーについて」

21	用語の説明	「第7章参考資料」の「7用語の説明」を追加 あわせて、「用語の説明」に掲載されている言葉については、本文中にて右上に「※」印を追記。
----	-------	---